

田原市社会福祉協議会

第3期基盤強化計画

「市民と共に 未来に広げる 福祉の輪」

を目指して

計画期間 令和6年度～令和11年度



社会福祉法人 田原市社会福祉協議会

《目次》

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の経緯及び背景	1
2 計画策定の趣旨	1
3 計画の位置付け及び期間	2
4 計画策定の体制	3
第2章 第2期計画の実施状況と評価、現状と課題	4
1 第2期計画の実施状況と評価	4~7
2 現状と課題	7~12
第3章 使命・基本理念・基本目標等	13
1 使命	14
2 基本理念	14
3 経営理念	14~15
4 組織運営方針	15
5 部門別基本目標	15~16
基本理念を実現するための経営理念及び基本目標の関係図	17
第4章 部門別の事業の取組	18
1 法人運営部門	18~19
2 地域福祉活動部門	19~20
3 福祉サービス利用支援部門	20~25
4 在宅福祉サービス部門	25~27
第5章 計画の推進体制と進行管理	28
1 計画の進行管理	28
2 検証・進行管理	28~29
3 その他	29

第1章

計画策定に当たって

はじめに、田原市社会福祉協議会が、本計画を策定するに至った経緯や背景、策定の趣旨、策定体制を明らかにし、計画の位置付け及び期間について定めます。

1 計画策定の経緯及び背景

田原市社会福祉協議会は、平成23年度に田原市の地域福祉の方向性を定める「地域福祉計画」と田原市社会福祉協議会の地域福祉に関する活動を示す「田原市地域福祉活動計画」を一体的に策定し、計画に沿って市民や地域の様々な活動主体が、お互いに助け合い、支え合う関係づくりを推進するように取り組んでいます。

全国的に、人口減少や少子高齢化に歯止めがかからない中、増加する中高年のひきこもりや8050問題、老々介護、ヤングケアラー等複雑な課題を抱えている世帯や、これらに起因する社会的孤立、生活困窮など、従来の支援制度の対象となりにくい狭間の問題などの現出により、地域福祉を取り巻く環境はより複雑なものとなっています。

また、近年の新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、人や地域の結びつきに影響を与え、つながりの希薄化といった新たなひずみを発生させています。

国では、本人・世帯の属性を問わない相談支援や、地域資源の活用による社会とのつながりを絶やさない参加支援、多世代交流や多様な活躍の機会創出による地域づくり支援に重点を置き、これらを含めて実施する重層的なセーフティーネットの構築を目指した「重層的支援体制」の整備を進めています。

このような状況の中で、田原市社会福祉協議会は、市民参加の視点と職員人材育成並びに会費・事業収入などの自主財源の確保を図るため、「基盤強化計画」を策定することにより、田原市社会福祉協議会の使命や今後の方向性を再確認することが必要となっています。

2 計画策定の趣旨

地域社会における田原市社会福祉協議会の存在意義を改めて見直し、事業内容のみでなく、人材育成や財政基盤など、組織としての基盤を広範囲にわたって強化する必要があります。また、事業間や課、係といった組織を越えた連携による、法人としての一体化も必要です。

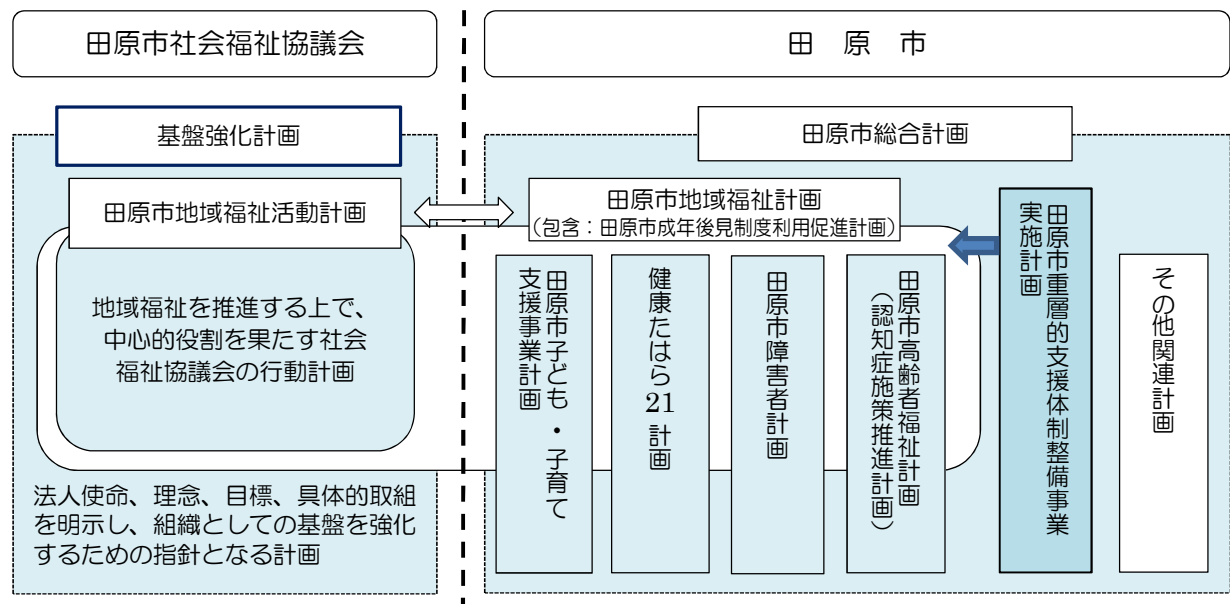
田原市社会福祉協議会が、より一層住民に必要とされる社会福祉協議会となるため、法人としての使命や理念、目標を明確にし、その実践に向けた事業、組織、財政等に関する具体的な取組を明示することにより時代の変化に対応し、田原市における地域福祉の推進機関としての役割を果たすための指針となるべく「基盤強化計画」を策定します。

3 計画の位置付け及び期間

市と合同で策定した「第4期田原市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」に盛り込まれている田原市社会福祉協議会の役割の遂行や理念を実現していくと同時に、会費・事業収入などの自主財源の確保や職員人材育成により組織強化を図っていくための指針となるものとして、「基盤強化計画」を位置付けます。

第3期の計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間としますが、同じ計画期間の「第4期田原市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」との整合性を考慮して、第3期計画で定めた方向性を継続しつつ、令和8年度において中間評価、検証を行い、必要に応じ計画の見直しを行います。

【基盤強化計画と市・福祉部等各種計画】



【基盤強化計画と地域福祉計画等の計画期間】

計画名	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
地域福祉計画	→	→	→	※	→	→	→	→
地域福祉活動計画	→	→	→	※	→	→	→	→
基盤強化計画	→	→	→	※	→	→	→	→

※令和8年度、中間見直しにより必要に応じ計画見直しを実施。

4 計画策定の体制

(1) 理事会・評議員会

事務局が作成した計画案について、理事会、評議員会において協議を行い、計画を策定します。

(2) 係長級職員以上による検討会議

作業部会により作成された各事業の課題への取組などの計画の内容について検討を行い、事務局としての計画案を作成します。

(3) 作業部会

事業部門別に、主に主任以上職員で構成する部会を組織し、第2期計画の評価・検証による改善を図り、第3期計画の策定に一丸となって基盤強化に取り組む姿勢を持ち、提言し実行に移していきます。

第2章 第2期計画の実施状況と評価、現状と課題

1 第2期計画の実施状況と評価

第2期計画では、基本理念、経営理念や部門別基本目標を実現するため、各部門別に「今後の方向性」や「具体的な取組」を定めて事業に取り組みました。各部門におけるそれぞれの事業の実施状況と評価は、以下のとおりです。

【参考】第2期計画

- 基本理念 市民と共に 未来に広げる 福祉の輪
- 経営理念 ①住民参加と協働による活動を展開します。
- ②地域における利用者本位の福祉サービスを推進します。
- ③地域に根ざした総合的な支援体制を整備します。
- ④多様化する福祉ニーズに応じた先駆的な活動に取り組みます。

【評価】 ◎ 計画どおり ○ ほぼ計画どおり
 △ あまり計画どおりにいかなかった × 計画どおりにいかなかった

項目			R2	R3	R4	R5	評価	
法人運営部門	財源の確保	①社協会費	計画	3,050千円	3,141千円	3,235千円	3,330千円	○
			実績	2,981千円	3,043千円	3,053千円	3,100千円	
		②共同募金	計画	3,900千円	4,056千円	4,218千円	4,400千円	
			実績	3,845千円	3,756千円	3,858千円	3,860千円	
	新たな募金方法や配分金使い道の検討			検討継続		新たにテーマ型募金を実施		
	公費財源	①補助金	計画	50,284千円	51,000千円	51,000千円	51,500千円	
			実績	50,284千円	51,000千円	51,500千円	51,500千円	
	②受託事業	計画	158,214千円	154,400千円	157,300千円	160,500千円		
		実績	154,431千円	152,703千円	168,060千円	180,110千円		
	組織・体制	ア 職員配置・人材育成	職員雇用・適正化計画 ・年度当初職員数（実績は年度末数値）	計画	105人	89人	92人	92人
実績				94人	88人	85人	86人	
キャリアパス研修受講の推進			実績	0人	6人	5人	5人	
嘱託職員等から正規職員への登用推進			実績	0人	3人	1人	0人	
市からの派遣職員数		実績	2人	2人	2人	2人		
イ 給与制度・人事評価制度		人事評価制度の見直し及び施行		検討継続		人事評価の新たな制度の施行には至っていない		
		定年延長制度導入に合わせて、給与・勤務体系の検討を実施						
ウ 理事会・評議員会		理事等と事務局との連携強化		コロナ禍によるイベント等連携強化機会の減少		コロナ禍の状況における連携強化機会の検討実施		
		アフターコロナを見据えた連携強化事業の検討、一部実施						
地域福祉活動部門	(1) 地域課題の把握、新たな福祉サービス等の企画	計画	40か所	42か所	45か所	47か所	○	
		実績	40か所	41か所	41か所	44か所		
	(2) コミュニティソーシャルワークができる人材育成	CSWの人材育成と多機関連携、制度化の検討		中堅職員を毎年1名ずつCSW養成研修参加により育成、制度の検討は継続				△
		高齢者支援センター、生活支援コーディネーター等の連携強化		生活支援コーディネーターが地域ケア個別会議に参加し連携強化				
	(3) ボランティア活動や市民活動の活性化と支援	ボランティアの育成支援		新型コロナウイルス感染症対策を施し、各種ボランティア養成講座を開催				△
		地域に根差したボランティア活動の推進		生活支援コーディネーターによる地域活動の情報収集		ボランティアグループ立上げ支援		
		生活支援コーディネーターによる地域活動の情報収集と、他地域への紹介						

地域福祉活動部門	(4) 福祉教育の充実と工夫	多世代交流の推進					・中学校でサロン紹介 ・保育園、小学校で交流の機会再開	○					
		共生のまちづくり推進					・子ども食堂への支援 ・中学校で地域の居場所について講座実施						
		認知症の理解促進											
(5) 住民主体の地域福祉活動の推進	住民活動の促進、見守りネットワークの構築					新型コロナウイルス感染症対策を施した上で、地域の集まりの場推進、座談会実施	子ども食堂、市民館カフェ等地域の集まりの場推進	△					
	生活ささえあいネット事業の登録促進、周知啓発					サロン・認知症サポーター養成講座で周知啓発	サポーターにアンケート実施、周知活動強化		リーフレット作成・ごみ出しアンケート実施	認知症サポーター養成講座で周知啓発			
	職員配置（生活支援コーディネーター）	計画	1.2人	1.2人	2.0人	2.8人	実績		1.2人	1.2人	1.6人	1.6人	
福祉サービス利用支援部門	(1) 成年後見センター事業、日常生活自立支援事業	担い手の育成										○	
		職員体制の充実											
		啓発事業の充実											
		地域や関係者とのネットワークを構築し、センター機能を強化											
	(2) 心配ごと相談事業	認知度向上											○
		多様化する相談に幅広く対応できる連携づくり											
	(3) 生活困窮者自立相談支援事業	職員の資質、知識の向上											○
		対象者の把握											
		地域課題の把握、ネットワークの構築											
		ニーズに合わせた制度の活用、創出											
(4) 生活困窮者等就労準備支援事業	相談体制の確立											△	
	活動内容の充実												
	啓発の充実強化												
	地域に合わせた相談、支援制度の充実												
(5) 高齢者支援センター（地域包括支援センター）事業	総合相談対応件数	計画	2,400件	2,600件	2,800件	3,000件						○	
		実績	2,422件	2,017件	2,289件	2,200件							
	要支援認定者等の計画作成件数（1か月平均）	計画	166件	174件	182件	191件							
		実績	166件	173件	183件	208件							
	1人の職員の要支援認定者等の計画作成件数（1か月平均）	計画	30件	32件	33件	34件							
		実績	28件	29件	27件	30件							
職員配置任数計画（常勤換算）	計画	6.33人	6.33人	6.40人	6.45人								
	実績	6.33人	6.43人	7.27人	7.27人								

福祉サービス利用支援部門	(6) 障害者相談支援事業	人材の育成（相談支援専門員）	1人 R6年度に現任受講予定	1人 R6・7年度兼務で配置があれば、R8年度現任受講可能（R6年度入職しなければ要再研修）	0人	1人 R10年度まで有効	
		地域課題の把握（取り組み）	コロナ禍の影響で自立支援協議会は開催されなかったが、週1回ミーティング、月1回事務局会議で検討、検証を行うことで課題の把握に対応		・週1回ミーティング実施 ・事務局会議が定期的に開催され、自立支援協議会で協議することで課題の把握に対応	・地域移行支援を開始	
		関係機関とのネットワークの構築	コロナ禍のため対面での関わりに代えてリモートや電話等を行うことで、ネットワークの資質を維持		・それぞれの専門性を習得するため連携継続 ・連携した効果をフィードバックすることで更なる信頼関係の構築を実施	活発に連携を深めることにより相互の専門的な知識の向上を実施	
		職場体験企業（企業数）	26企業	27企業	28企業	29企業	
福祉サービス利用支援部門	(7) 就労移行支援事業	活動内容の充実	・コロナ禍により実習実施困難	実習環境は回復し始めたが、コロナ禍により企業の協力が得られない状況が継続	徐々に実習環境は回復基調となり、企業の協力が復調傾向	・施設外実習の数徐々に増加実施 ・交渉中の企業もあり、次年度以降に向けた活動充実のための事業を継続	
		障害者雇用の拡大	・コロナ禍により活動の	ほとんどが休止状態 ・求人数大幅減少	・集団面接会等に参加し、協力企業への雇用拡大の啓発を実施 ・求人数回復傾向	障害者雇用の拡大につながるように、地元企業への啓発活動を実施、継続	
		職員の資質向上	自発的な研修への参加及びその後の実務への効果的な知識活用			専門的なスキル向上のため、他移行支援事業所の見学を行い、自事業所の資質向上を実施	
		障害者雇用に関する協力企業数	46企業	49企業	49企業	51企業	
福祉サービス利用支援部門	(8) 生活介護事業・日中一時支援事業	認知度の向上（学校訪問数）	計画	5校	6校	6校	7校
			実績	0校	1校	0校	1校
		支援内容の充実、認知（創作活動数等）	計画	16種類	18種類	20種類	22種類
			実績	16種類	18種類	35種類	40種類
		職員配置人数（常勤換算）	計画	6.7人	6.8人	6.8人	6.9人
			実績	6.7人	6.6人	6.8人	7.3人
社会資源の開拓（ボランティア団体数）	計画	8団体	9団体	10団体	11団体		
	実績	1団体	1団体	1団体	1団体		
在宅福祉サービス部門	(1) 居宅介護支援（ケアプランセンター）事業	東三河広域連合との連携	・広域連合内市町村事業所との情報共有実施 ・地域資源の把握				
		高齢者支援センター等との連携強化と地域づくりの推進	高齢者支援センターの事例検討会への参加（オンライン参加）	2回	2回	2回	
		多職種との連携の推進	事業所連絡会・医療介護連携部会への参加（オンライン参加）	10回	12回	12回	
		介護支援専門員の資質の向上	各種オンライン研修に参加		※新人ケアマネ育成：2名	※新人ケアマネ育成：1名	
	(2) 訪問介護・障害福祉サービス（ヘルパーステーション）事業	人員体制整備	不足する男性職員育成 ※登録1名採用	※登録3名退職	※登録3名退職	※登録女性1名退職、臨時職1名を嘱託登用	
		関係機関との連携強化	高齢福祉課、地域福祉課等の行政との連携強化				
		質の高いサービスの提供	オンライン研修参加による職員の資質向上		県社協キャリアアップ研修等、ヘルパー全員参加		
	(3) 福祉車両運行サービス事業	福祉車両運行サービス有資格者の人材確保	認定講習の受講による担い手確保		市内で開催された認定講習の受講、担い手確保		
		需要に合わせた適切な車両配置	多走行距離車両の高額修理対応発生	車両維持経費確保のため、運賃改定による収益改善	リース車両1台導入		
	(4) 配食サービス事業	ニーズへの対応	サービス維持のため配食スタッフを確保し、適切な安否確認と効率的な配食を実施				
(5) 車椅子貸出事業	利用促進のための周知	社会福祉活動協力校連絡会にて福祉実践教室での活用を周知		一時的に歩行が困難となった市民への貸出について、ホームページ等で改めて周知			
	車椅子貸出しの環境整備	・企業や学校からの車椅子寄贈受入れ ・定期的なメンテナンス実施					
(6) 高齢者介護予防事業	社会資源の構築	コロナ禍の影響もあり、自主グループ化には至っていない					
	ボランティアの発掘と育成	就労移行支援事業からの受け入れはあるものの、発掘・育成につながらない		ボランティアの受け入れ実績は			
	各関係機関との連携	シルバーサロン事業での実施内容の共有を実施					

※R5の実績数値は見込み

第2期の計画については、令和2年度に中間改訂を実施しています。新型コロナウイルス感染症の流行など、その時点での社会的動向を反映した内容となっておりますが、コロナ禍の影響などにより、計画どおりに実施できなかった事業が多数ありました。地域福祉活動部門における、住民主体の地域福祉活動の推進など、地域や人のつながりを活動の推進力とする事業をはじめ、多くの事業が感染症の拡大防止を最優先とするため、想定以上に事業の縮小や中止をせざるを得ない状況となりました。「アフターコロナ」となった現状も踏まえ、計画どおりにいかなかった事業の状況など、第3期計画に引き継いで進めていきます。

2 現状と課題

第3期計画を策定するにあたって、部門ごとに現状を把握し、強みや弱み、課題を整理しました。各部門には、更に大項目による区分をつくり、その中に本会で実施している事業をそれぞれ振り分けて記載しています。本会における課題をまとめた結果は以下のとおりとなりました。

【法人運営部門】

1 財政・運営基盤の強化		<事業名> 法人運営事業 共同募金配分金事業	
現状	強み・評価できる点	弱み	課題
【法人運営事業】 ○補助金は計画どおりの額を確保できているが、自主事業収入が減少し、法人全体の収支は赤字傾向にある。 ○福祉系職員（有資格者）の確保が非常に厳しい状況にある。 ○市から、課長級1名、専門職（看護師）1名の職員派遣を受けている。 【共通】 ○社協会費及び共同募金収入は、横ばいもしくは微増の状況にある。	【法人運営事業】 ○社会福祉法人を対象とした助成金など、各種支援制度を幅広く活用することができる。 ○給与制度など、職員の待遇改善に務めている。 ○定年延長制度を導入し、多様な勤務体系の整備を進めるとともに、福祉人材の確保に努めている。 【共同募金配分金事業】 ○新たな募金方法やテーマ型募金の導入、法人会と連携した法人募金の新規開拓など収入確保策の拡大に取り組んでいる。 【共通】 ○LINEを活用した新たな情報発信を進めている。	【法人運営事業】 ○福祉系職員（有資格者）の確保は、新卒及び経験者採用ともに非常に厳しい状況にある。（全国的な傾向） ○課長級職員、専門職職員の育成が難しく、市からの派遣に依るところが大きい。 ○業務の煩雑化等による時間外労働時間の増加など、労働環境の改善が遅れている。 ○市からの補助金は法人運営のすべてを賄えるものではなく、また自主事業収入（介護保険事業等）も安定して確保できない状況にあり、計画的な法人運営が難しい。 ○前年度繰越金や基金取崩しにより財源を確保するなど、厳しい経営状況が続いている。	【法人運営事業】 ○福祉系職員（有資格者）の人材確保と福祉資格取得を推進する研修体系の整備 ○職員の育成、資質向上施策の実施 ○職員のワークライフバランス（有給休暇取得促進、時間外労働減少）を意識した業務改善 ○安定した財源確保や経費削減による収支状況の改善 【共通】 ○社協会費、募金収入等の確保に向けた新しい取組の開拓

【地域福祉活動部門】

1 ボランティアと福祉教育		<事業名> ボランティアセンター運営事業	
現状	強み・評価できる点	弱み	課題
○各種ボランティア養成講座の開催や福祉活動協力校（小・中・高）の指定及び助成等、担い手を育成する機会を提供している。 ○ボランティアをしたい、ボランティアをしてもらいたいといった個別の相談に応じて、ボランティア団体や関係機関等との連絡調整を実施している。	○イベントをとおして作られた既存のボランティア団体との関係性を築いている。 ○市内全ての学校（小中高）が、福祉教育に取り組んでいる。	○ボランティア活動に対して消極的、否定的な傾向が強い。 ○ボランティアを担ってきた世代の高齢化（引退等）に伴い、後継者不足が顕在化してきている。 ○個人でボランティア活動を行うためのメニューが少ない。 ○学生等若年層とのネットワークが築けていない。 ○若年層への情報発信力が不足している。	○ボランティアの高齢化、後継者育成対策の実施 ○ボランティア活動に取り組む期間（年齢）の延伸 ○若年層に対するボランティア参加意欲の醸成 ○時代や年齢層に合わせた柔軟な情報発信

2 住民主体の地域福祉	<<事業名>> 生活ささえあいネット事業 生活支援体制整備事業 地域福祉ネットワーク事業		
現状	強み・評価できる点	弱み	課題
【生活ささえあいネット事業】 ○地域包括ケアシステムの中の生活支援、自分たちでできる支援などの啓発活動（講話等）を実施している。 【地域福祉ネットワーク事業】 ○地域の居場所づくりを支援している。 ○保育園、小学校と連携した交流機会の促進に取り組んでいる。 【生活支援体制整備事業】 ○高齢者を対象とした介護予防を推進している。	【生活ささえあいネット事業】 ○各地域で周知啓発活動、講座を実施し、互助力の強化や生活支援の担い手確保に取り組んでいる。 【生活支援体制整備事業】 ○生活支援等の体制整備の調整役として生活支援コーディネーターを配置している。 ○地域情報の交換の場（協議体）を開催している。 【地域福祉ネットワーク事業・生活支援体制整備事業】 ○地域のサロンやコミュニティカフェの立ち上げ・運営を支援している。	【共通】 ○ボランティア活動に対して消極的、否定的な傾向が強い。 ○生涯現役の就労形態が多く、ボランティア活動や地域活動に対する意識が低い。 【地域福祉ネットワーク事業】 ○学生等若年層とのネットワーク構築が進んでいない。	【共通】 ○互助の意識醸成 ○地域の中で活動できる担い手の育成 ○有償サービス等の導入の検討 ○コミュニティ、団体との関係の強化・構築

【福祉サービス利用支援部門】

1 成年後見、日常生活自立支援事業の充実	<<事業名>> 成年後見センター事業 日常生活自立支援事業		
現状	強み・評価できる点	弱み	課題
【成年後見センター事業】 ○金銭管理や、消費者被害等権利侵害、困難事例に対する相談対応を実施している。 ○身寄りのない認知症高齢者や知的、精神障害者への相談対応を実施している。 ○親族による申立や親族後見人に対する相談対応等が増加傾向にある。 ○権利擁護や成年後見制度等に関する周知啓発に取り組んでいる。 【日常生活自立支援事業】 ○日常生活自立支援制度を活用した福祉サービスの利用支援を行っている。 ○成年後見制度や法人後見へのつなぎを行っている。	【共通】 ○日常生活自立支援制度と成年後見制度の両方の相談に対応することが可能で、適切に制度を使い分けることができる。 ○事案に応じて法人後見の受任等が可能な体制が整えられている。 ○社会福祉協議会という組織の強みを活かして関係機関（行政・福祉・医療等）と連携した対応を行っている。 ○家庭裁判所、関係機関に相談窓口として認知されている。 ○相談機能、法人後見等の既存のノウハウを活かした機能強化が可能である。	【共通】 ○権利擁護に関する専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）が少ない。 ○職員体制・地域の担い手など、人材が不足している。 ○日常生活自立支援制度や法人後見等個別事案や支援の難しい事案（軽度知的や精神障害等消費行動の激しい障害者等）の増加に追われ、事業全体の見直しや改善に取り組むことができない。	【共通】 ○業務量（個別事案）増加に対応できる体制の整備 ○市民後見人の育成や専門職等の担い手不足の解消 ○周知啓発・関係機関とのネットワーク構築・人材育成（確保）等事業全体の質の向上 ○体制整備（中核機関設置等機能強化の充実等）に関する検討 ○広域的な対応体制（後見人養成や受任調整等）の整備

2 心配ごと相談の実施	<<事業名>> 心配ごと相談事業		
現状	強み・評価できる点	弱み	課題
○相談実績は、コロナ禍でも減少することなく、多くの相談に対応している。 ○弁護士・司法書士・行政相談委員・民生児童委員・人権擁護委員等が相談に対応している。 ○弁護士への相談が多くを占めているが、弁護士以外への相談割合も増えている。	○社協だよりやホームページを活用し、継続した周知を行っている。 ○様々な分野の専門家や地域に密着した相談員を配置している。 ○各地域（田原・赤羽根・渥美）の会場で相談を実施している。	○周知啓発が行き届いていない。 ○相談日に対応できる数には限りがあり、急な相談の要望に応じることが難しい。 ○相談時間を設定（30分/件）しているのに、詳細な内容の聞き取りや助言・指導の時間を取れないケースがある。	○周知啓発方法の拡大 ○紹介機関等の情報の把握 ○相談員の継続的な確保

3 生活困窮者支援の充実	<<事業名>> 資金貸付事業 生活困窮者自立相談支援事業 生活困窮者自立相談支援事業		
現状	強み・評価できる点	弱み	課題
<p>【資金貸付事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○低所得世帯等に対する福祉資金（低利子・無利子）の貸付を行っている。 ○コロナ禍による減収世帯に対する特別貸付事業を実施した。 <p>【生活困窮者自立相談支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○休業等による生活困窮者に、食料支援や貸付制度の紹介、就労や失業給付手続き等の支援を行っている。 ○地域課題を把握し、必要な施策（子ども食堂等）の立ち上げ等を支援している。 ○住民からの支援（支援品の活用）の窓口として、新たな支援策（フードドライブ・生理用品）の実施に取り組んでいる。 <p>【生活困窮者等就労準備支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対する生活指導や自立支援を行っている。 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各事業を行うことで、幅広い事業に対応することができる。 ○関係機関（福祉以外も含め）とのネットワークがあり、対象者の特性に合わせた施策（高齢者・障害者等）との連携が取りやすい。 ○フードバンク、生理の貧困などニーズに合わせて臨機応変に事業を実施することができる。 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コロナ禍の影響等により生活困窮者が増加するなど、個別事業の対応に追われている状況である。 ○地域課題の把握、関係機関との連携など、個別事業対応以外の取り組みが進んでいない。 ○外国人の生活支援、多重債務など相談の多様化が進み、既存の福祉の枠では対応し切れない事案が増加している。 ○発達に課題があるなど従来の支援方法では対応できない、また、継続的な支援（長時間・長期）が必要な事案が増加している。 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員配置の見直し、職員の質（知識・経験）の向上 ○支援者（機関）の拡大 ○社会資源・新たな支援の創出 ○広域的な対応体制の整備 ○生活困窮施策の周知啓発 ○地域との連携強化（地域課題の把握・取組支援等）

4 高齢者支援センター事業の充実	<<事業名>> 高齢者支援センター事業		
現状	強み・評価できる点	弱み	課題
<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるように総合相談（介護・保健・医療・福祉等）に対応している。 ○生活状況の把握や課題の早期発見のため世帯訪問を実施している。 ○高齢者虐待や消費者被害の防止等のため権利擁護業務に取り組んでいる。 ○地域の介護支援専門員と関係機関の連携を支援するなど包括的・継続的ケアマネジメント支援を実施している。 ○介護予防業務に係るケアマネジメント業務を実施している。 ○他職種協働による地域包括ケアマネジメント業務に取り組んでいる。 ○認知症に関する取り組みを推進している。 ○地域ケア会議の開催等地域課題の発見と地域づくりの検討に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○主センター（赤羽根）、サブセンター（渥美）を設置し、身近な地域で相談しやすい環境が取れている。 ○法人内の他部署も各種福祉・支援事業を実施しているため、多様な施策との連携が容易である。 ○世帯訪問や他機関からの情報等により個別課題の早期発見ができる体制を整えている。 ○民生児童委員、コミュニティ協議会等地域住民等との連携が進んでいる。 ○地域の集会などで住民の理解を得ることができる関係が築けている。 ○高齢者支援センターの機能周知のためのリーフレット配布など、周知啓発に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護相談や介護予防支援などの業務が増加し、他の業務に影響が生じている状況である。 ○配置している社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員の専門性を活かした業務に取り組めない状況である。 ○職員の支援技術（知識・経験）の向上、新規配属職員への引継ぎなどの体系が整っていない。 ○対応している個別課題から地域課題の抽出、地域ケア会議の開催等を行う時間が不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○業務量増加に対する対応（業務の精査、職員不足解消等） ○専門性を活かした業務の強化 ○支援技術、業務に対する意欲向上等のための研修の実施（参加） ○地域課題の抽出や地域ケア会議の開催等必要な活動を実施する時間の確保 ○地域との連携強化・地域課題に対応する仕組みづくり ○市全体（3事業所）のレベルアップ ○適正な財源の確保

5 障害者相談、就労移行・定着支援の充実	<<事業名>> 障害児相談支援事業 特定相談支援事業 就労移行支援事業 一般相談支援事業 障害福祉サービス事業 移動支援事業		
現状	強み・評価できる点	弱み	課題
<p>【障害児相談支援事業】 ○法令に基づく指定事業所として障害のある児童や家族の地域生活を支援している。</p> <p>【一般相談支援事業】 ○法令に基づく指定事業所として精神科病院退院後の地域生活を支援している。</p> <p>【特定相談支援事業】 ○法令に基づく指定事業所（基幹センター）に所属して障害福祉サービス利用計画の作成、適切なサービス利用などの支援を行っている。</p> <p>【障害福祉サービス事業】 ○法令に基づく居宅介護事業所として利用者の日常生活や社会生活を支援している。</p> <p>【就労移行支援事業】 ○法令に基づく指定事業所として障害者の一般企業への就職を支援している。</p> <p>【移動支援事業】 ○田原市地域生活支援事業の指定事業所として障害者児の外出（余暇活動等）を支援している。</p>	<p>【障害児相談支援事業】 ○市内に児童発達支援センターが設置されている。</p> <p>【一般相談支援事業】 ○病院に定期的に出向くなど要支援者の早期把握や適切な支援を実施している。</p> <p>【特定相談支援事業】 ○他事業所と業務を行うことで障害分野の理解や支援に取り組んでいる。</p> <p>○自立支援協議会を企画運営し、本市の課題に取り組んでいる。</p> <p>【障害福祉サービス事業】 ○個々のニーズに対応した職員の割り振りを行い、利用者との良好な関係を築けている。</p> <p>【就労移行支援事業】 ○体験や制度利用がスムーズにできる体制が整っている。</p> <p>○就労支援専門員、困窮就労準備支援担当との連携体制が整っている。</p> <p>【移動支援事業】 ○新規依頼や相談ケースに対応できる体制が整っている。</p>	<p>【障害児相談支援事業】 ○児童発達支援センターが対応しているため実績がない。</p> <p>【一般相談支援事業】 ○人員に限りがあるため支援に限界がある。</p> <p>【特定相談支援事業】 ○相談件数が増加し人員が不足（職員負担が増加）している。</p> <p>○基幹センター内の事業所（職員）間格差（量・内容等）が生じている。</p> <p>【障害福祉サービス事業】 ○職員の資質向上（ニーズの多様化に対する知識等）に取り組めていない。</p> <p>○職員の資格取得が進んでいない。</p> <p>【就労移行支援事業】 ○市内で他に競合する事業所がないため、マンネリ化した支援になっている。</p> <p>○ICTの活用等事務改善・効率化が進んでいない。</p> <p>【移動支援事業】 ○男性職員が不足している。</p>	<p>【障害児相談支援事業】 ○児童発達支援センターとの連携強化</p> <p>○療育に関する専門的知識の向上</p> <p>【一般相談支援事業】 ○担当職員の増員</p> <p>【特定相談支援事業】 ○有資格者（相談支援専門員）の増員</p> <p>○基幹センター内の調整機能の強化</p> <p>【障害福祉サービス事業】 ○職員資質の向上、経験年数に応じた能力開発等の研修の実施</p> <p>○資格取得の促進</p> <p>【就労移行支援事業】 ○プログラムの見直し</p> <p>○事務改善・効率化（ICTの活用等）の推進</p> <p>【移動支援事業】 ○男性職員の確保</p>

6 生活介護事業・日中一時支援の充実	<<事業名>> 生活介護事業 日中一時支援事業		
現状	強み・評価できる点	弱み	課題
<p>【生活介護事業】 ○法令に基づく指定事業所として利用者に適正なサービス（創作・作業・余暇活動）を提供している。</p> <p>【日中一時支援事業】 ○田原市地域生活支援事業の指定事業所として一時的な日中の活動の場を提供している。</p>	<p>【生活介護事業】 ○人員配置加算を取得し、利用者一人ひとりに手厚いサービス提供を行っている。</p> <p>○多様な作業訓練を行い、利用者の自立を支援している。</p> <p>○市内に同事業所が少ないため、重要な生活介護（生きがいや居場所等）の場となっている。</p> <p>【日中一時支援事業】 ○家族の就労支援や介護負担の軽減を図ることができている。</p>	<p>【生活介護事業】 ○職員の資質向上（特に新規職員）に取り組めていない。</p> <p>○他事業所との連携が薄く、活動内容の多様化や見直しが進んでいない。</p> <p>○新型コロナウイルス等の感染症が発生した場合、休業以外の対策がない。</p> <p>○外部（学校、ボランティア、他事業所等）との連携が進んでいない。</p> <p>○工賃が発生する作業が一つしかない。</p> <p>○男性職員がいないため、重度の男性利用者の受け入れができない。</p> <p>【日中一時支援事業】 ○一人に対する単価が廉価（生活介護の5分の2）で、受入れが多くなると事業の採算が赤字になる運営になっている。</p> <p>○生活介護事業利用者の生活介護営業日外利用など一時支援とは異なる利用形態になっている。</p> <p>○市内に事業所が開設し、新規利用者がいない等利用者が減少している。</p>	<p>【生活介護事業】 ○多様な職員研修の実施</p> <p>○他事業所との連携強化</p> <p>○ボランティア受け入れ数の増加</p> <p>○活動内容（特に工賃の発生する作業）の見直し</p> <p>○男性職員の確保</p> <p>【日中一時支援事業】 ○受益者負担を含めた財源確保策の検討</p> <p>○利用者や市内事業所の状況に応じた事業運営（生活介護との区分、縮小・廃止等）の検討</p>

【在宅福祉サービス部門】

1 居宅介護支援、ヘルパーステーション事業の充実			
現状		強み・評価できる点	弱み
<p>【居宅介護支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護保険法に基づく居宅介護事業所として介護サービス利用計画の作成、適切なサービス利用などの支援を行っている。 ○介護サービス等に関する相談支援を実施している。 <p>【訪問介護事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護保険法に基づく指定事業所として訪問介護（介護予防訪問サービス）を実施している。 		<p>【居宅介護支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○2箇所の事業所（赤羽根・渥美）を有しているため、身近な地域での対応が可能である。 ○高齢者支援センターが同一建物内にあるため、連携しやすい体制である。 ○法人内の他部署も各種福祉・支援事業を実施しているため、多様な施策との連携が容易である。 ○民生児童委員、コミュニティ協議会等地域の関係機関との連携・協力体制が築かれている。 ○事業所内での事例検討、情報交換や共有を行っており、スムーズな対応ができています。 <p>【訪問介護事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個々のニーズに対応した職員の割り振りを行い、利用者との良好な関係を維持・継続することができています。 ○新規依頼や相談ケースの積極的な受け入れに努めている。 	<p>【居宅介護支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新しい情報の収集、ほいっぶの活用、他事業所との情報交換・情報共有が不十分である。 ○業務量（利用者の増減）に応じた職員配置に、速やかに変更することができない。 ○職員の資質向上、資格取得が進んでいない。 <p>【訪問介護事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ヘルパーの高齢化が進んでいる。 ○男性職員の人材確保が難しい。 ○職員の資質向上や多職種連携の取り組みが進んでいない。
課題			
<p>【居宅介護支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者確保による安定した財源の確保 ○職員の資質向上（ケアプランチェック等）、資格取得の推進 <p>【訪問介護事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○男性職員をはじめとする人材の確保 ○職員研修（能力、経験年数に応じた）の実施 ○多職種との連携体制の整備 			

2 在宅生活を支える福祉サービスの充実			
現状		強み・評価できる点	弱み
<p>【福祉車両運行サービス事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自力で公共交通機関を利用することが困難な方を会員とした福祉車両による送迎を実施している。 <p>【配食サービス事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者世帯を対象とした昼食の提供と配達時の安否確認を実施している。 <p>【車椅子貸出事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○外出困難者に車椅子を無償で貸し出している。 		<p>【福祉車両運行サービス事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○他の事業所と比べて利用者負担が少ない。 <p>【配食サービス事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適切な昼食を選択し提供することができる。 <p>【車椅子貸出事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各所（田原・赤羽根・渥美）での貸出が可能である。 	<p>【福祉車両運行サービス事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○収益性が低い事業運営になっている。 ○定期的な車両の更新が必要である。 ○運行経費が他の事業所と比べて高い。 <p>【配食サービス事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○配達員の報酬が少ないため人材確保が難しい。 ○民間他事業者に比べて利用者負担が高い。 <p>【車椅子貸出事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期点検などメンテナンスが必要である。
課題			
<p>【福祉車両運行サービス事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○運営方法（収支改善等）の検討 ○車両確保策（寄贈等）の拡大 ○運転業務の担い手の確保・処遇改善 <p>【配食サービス事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○配達業務の担い手の確保・処遇改善 ○適切な昼食業者の確保 <p>【車椅子貸出事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○老朽化した車両の修理・整備費用の確保 			

3 高齢者介護予防事業の充実			
現状		強み・評価できる点	弱み
<p>○生きがいや健康づくり活動などの介護予防事業（閉じこもり予防教室）を実施している。</p>		<p>○長期間事業を実施してきたことにより、教室参加者の状態把握や実施内容などの経験値が蓄積されている。</p> <p>○市民館を会場とするなど地域とのつながりを持った形で開催している。</p> <p>○就労移行に通じる取組みなど多様なプログラムを実施している。</p>	<p>○閉じこもり予防教室の運営に終了し、自主グループ化やボランティアの受け入れが進んでいない。</p> <p>○受託料が廉価で正規職員を配置することが困難である。</p> <p>○その日の天候などによる参加者数の増減が大きい。</p> <p>○新型コロナウイルス等の感染症が発生した場合の代替施策（継続的な事業実施）がない。</p>
課題			
<p>○実施内容の充実</p> <p>○周知啓発など参加者増加につながる取り組みの実施</p>			

部門対象外事業	結婚相談事業 田原福祉センター及び赤羽根福祉センターの管理運営
---------	------------------------------------

整理した現状と課題を見ると、複雑化・多様化する地域福祉課題への対応が求められている一方で、専門的な知識、経験等を持つ職員の育成が必ずしも十分でなかったり、採用による職員の確保も難しい現状が浮き彫りとなっています。限られた人員で業務に対応するには、事業の枠をまたいだ連携が効果的な内容も想定されるため、今後新たな発想による連携の構築を目指し、課や係を超えた連携体制づくりを進める必要があります。また、事業の見直しを定期的に行い、関係機関との調整などを実施した上で、社会的動向に対応する事業内容の検討を継続して進める必要があります。

第3章

使命・基本理念・基本目標等

1 使命

田原市社会福祉協議会に求められている使命を掲げます。

2 基本理念

田原市社会福祉協議会が目指すべき活動の方向性を踏まえ、
どのような福祉社会を目指すのかを基本理念として掲げます。

3 経営理念

田原市社会福祉協議会が、基本理念を達成するための経営理念を
掲げます。

4 組織運営方針

田原市社会福祉協議会が、基本理念及び経営理念を実現するための
組織運営方針を掲げます。

5 部門別基本目標

事業部門毎に、現状と課題を把握し今後の方向性について定め
基本目標を掲げます。

1 使命

田原市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命としています。

地域福祉関係団体の福祉活動を推進するため地域との連携を強化しながら、地域生活課題の把握と福祉サービスの開発、小地域ネットワークシステム構築の推進を行いつつ、地域福祉活動の啓発や支援を行う必要があります。

2 基本理念

田原市社会福祉協議会は、

「市民と共に 未来に広げる 福祉の輪」

を目指します。

健康な方はもちろんのこと、高齢者や障害のある方も、できる限り住み慣れた地域で働き、学び、人に任せるのではなく、自分らしく生きるためには、市民の一人ひとりが主体となり、それを地域全体で支える仕組みづくりが必要となっています。

一人ひとりの思いに目を向け、地域の中でそれが実現できるように、市民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、地域と福祉関係機関、社会福祉協議会が連携して支え合うことで、地域福祉の輪の拡大に取り組んでいきます。

3 経営理念

田原市社会福祉協議会は、基本理念を達成するため、以下の経営理念に基づき事業を展開します。

1 住民参加と協働による活動を展開します。

地域住民、民生委員・児童委員及び地域活動を実践する市民活動団体等地域の団体・組織との相互理解と協働によって住民主体の活動を展開します。

2 地域における利用者本位の福祉サービスを推進します。

地域において誰もが地域社会の一員として、尊厳をもって生活が送れるよう自立支援や利用者本位の福祉サービスを展開します。

3 地域に根ざした総合的な支援体制を整備します。

地域住民、保健、医療、福祉関係機関による地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供されるよう身近な地域で総合的かつ効果的に展開される支援体制を構築します。

4 多様化する福祉ニーズに応じた先駆的な活動に取り組みます。

地域の生活課題を捉え、地域住民や団体・組織に働きかけ、新たな福祉サービスや活動プログラムの開発に取り組みます。

また、制度の狭間にある地域生活課題など、これまでの制度や住民福祉活動で対応しきれなかった課題に対して積極的に取り組みます。

4 組織運営方針

田原市社会福祉協議会は、「社会福祉を目的とした事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、基本理念と経営理念を実現するために、以下により組織運営を行います。

- 1 地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに情報公開や説明責任を果たします。
- 2 事業展開に当たっては、住民参加を徹底します。
- 3 適切な事業評価を行い、効果的で自立した経営を目指します。
- 4 職員一丸となり、組織内の横の連携を強めて柔軟な取組をします。
- 5 全ての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守します。

5 部門別基本目標

(1) 法人運営部門

『信頼される社会福祉協議会を目指して』

社会福祉協議会は、地域福祉の中核的な担い手であり公益性の高い社会福祉法人として、組織の体制強化や透明性の向上を図るなど適切な運営を行い、社会的な責務を果たす必要があります。法人運営部門は、その要として、役員との連携や、財務・労務・人事管理を計画的に進めていきます。

(2) 地域福祉活動部門

『安心して暮らせるまちづくり』

地域の人々は、福祉サービスの「受け手」であると同時に、地域福祉活動を実践する「担い手」でもあります。誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らせる“まちづくり”をするため、地域で起きる様々な生活課題を地域で把握し、その生活課題を地域住民の手によって解決していく仕組みをつくります。

(3) 福祉サービス利用支援部門

『身近な所で相談できる体制の確保』

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、困った時に身近で、気軽に相談できることが大切です。田原市社会福祉協議会は、福祉に関する専門職を多く有する相談機関としての機能と、福祉センターをはじめとした身近な相談窓口としての機能を生かし、適切な福祉サービスに繋げるよう努めます。

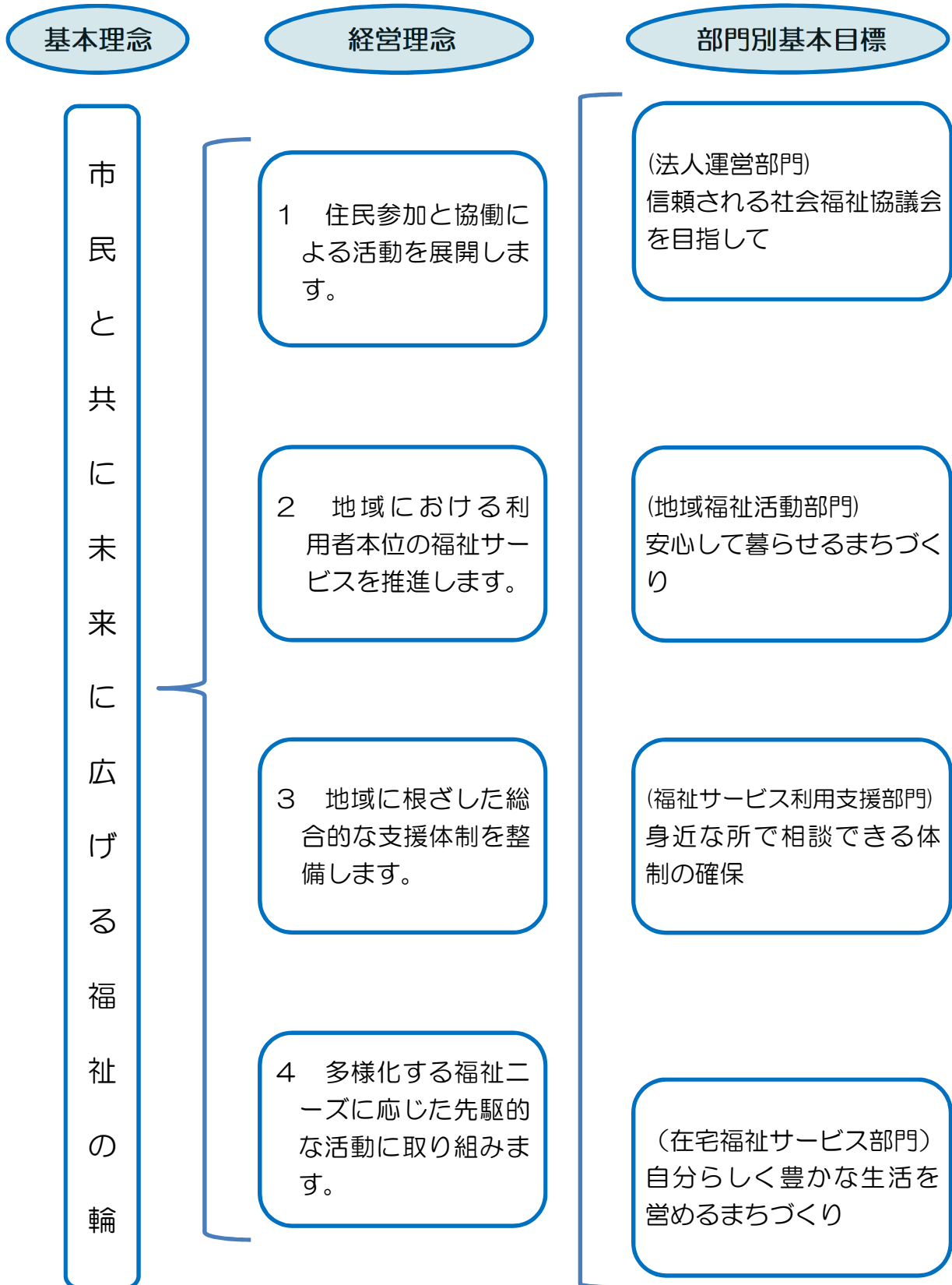
(4) 在宅福祉サービス部門

『自分らしく豊かな生活を営めるまちづくり』

高齢者や障害者に対して、その人らしく自立した生活を営むことができるよう、様々なサービスを提供しています。

他の福祉サービス事業所を含めた需要と供給のバランスを考え、事業規模や提供サービス内容の検討など、関係機関と協議を重ね、社会の動向も視野に入れつつ、専門職機関である事業所として、率先して地域づくりの一員の役割を果たしていくことを目指します。

基本理念を実現するための経営理念及び基本目標の関係図



第4章

部門別事業の取組

第2期計画の実施状況や現状と課題を踏まえ、基本理念、経営理念及び組織運営の実現を目指すための各部門別の事業の取組については以下のとおりです。各部門の大項目ごとに主な取組内容を定め、これを実施していくための年度ごとの計画を示しています。また、指標数値等を設定し、中間値、目標値により事業の実施状況を管理していきます。

【法人運営部門】

大項目1：財政・運営基盤の強化

《事業名》
法人運営事業
共同募金配分金事業

主な取組内容

【財政基盤の強化】
 《会費・共同募金収入の安定確保》
 ○社協だよりやSNS等による広報活動・情報発信を充実し、住民の社協活動に対する理解を深めながら会費を確保します。
 ○事業者に“会費・寄付金・共同募金が地域貢献の1つ”であることを啓発し、（協力事業所の拡大を含めた）協力の更なる拡大を図ります。
 《委託・自主事業の見直し》
 ○各事業の効率的かつ効果的な実施に向け、適宜、事業内容の見直しを行うとともに、関係機関や委託元との協議・調整を行います。
 ○事業を実施する中で“住民ニーズ”を把握し、必要な事業を提案することで“新たな事業受託”につなげていきます。

【運営基盤の強化】
 《ニーズに応じた体制整備》
 ○ニーズに応じた事業体制が取れるよう、適宜、組織体制・人員配置等の見直しを行います。
 ○複雑化する福祉課題に対応するため、事業や課、係といった組織を越えた連携が容易にできる「同じ方向を向いた」組織づくりを推進するとともに、職員に対する意識啓発を実施します。
 《職員の資質向上》
 ○職責や勤務年数に応じた給与・昇給制度などの処遇改善の取組を継続し、職員のモチベーションの維持・向上を図ります。
 ○福祉資格取得を推進するための研修体系を整備して職員資質の向上を図ります。
 《人材の確保と働きやすい環境整備》
 ○専門職の安定的な確保のため、臨時職員から嘱託職員、嘱託職員から正規職員への登用を引続き継続していきます。
 ○定年延長や年齢要件を排除した人材確保、多様な勤務形態など、経験や保有資格を有効に活用する制度を検討します。
 ○職員のワークライフバランス（有給休暇取得促進、時間外労働減少）を意識した業務改善の取組を検討します。
 ○市からの派遣職員については、社協職員では補うことが難しい部分の支援を依頼していきます。

年度ごとの計画

中項目	小項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
財政基盤の強化	会費・共同募金収入の安定確保	新啓発手法検討	→	実施	→	→	→
	委託・自主事業の見直し	→	→	→	→	→	→

運営基盤 の強化	ニーズに応じた体制整備	毎年度見直し実施、翌年度以降に反映		
	職員の資質向上	継続		
	人材の確保と働きやすい環境整備	検討	実施	
指標数値等		基準値 (令和4年度)	中間値 (令和8年度)	目標値 (令和11年度)
社協会費額		3,054千円	3,200千円	3,350千円
共同募金額		3,858千円	3,900千円	3,950千円
職員雇用数		85人	86人	86人
キャリアパス研修の受講者数		6人	6人	6人
職員1人当たりの年間有給休暇取得日数		11日	12日	12日

【地域福祉活動部門】

大項目1：ボランティアと福祉教育の推進							
<<事業名>> ボランティアセンター運営事業							
主な 取組内容	○若者から高齢者まで幅広い市民が、ボランティアや地域福祉活動の担い手となる働きかけを行います。 ○小学校、中学校を対象とした、自分たちが住む地域の課題や将来を考えてもらえる福祉講座を実施します。 ○SNS等を活用し、幅広い世代へ情報を発信します。						
年度ごとの計画							
中項目	小項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
ボランティ ア・市民活 動の支援、 福祉教育	ボランティア活動者登録推進	継続					
	各種ボランティア講座の開催	継続					
	社会福祉協力校の助成	継続					
	小中学校で福祉講座実施	継続					
指標数値等		基準値 (令和4年度)	中間値 (令和8年度)	目標値 (令和11年度)			
ボランティアセンター登録団体数		100団体	110団体	120団体			
ボランティア講座等の開催数		21回	22回	23回			
小中学校での福祉講座実施数		1校	3校	5校			

大項目 2 : 住民主体の地域福祉の推進

《事業名》
 生活ささえあいネット事業 生活支援体制整備事業
 地域福祉ネットワーク事業

主な取組内容

【生活支援体制整備事業】 【生活ささえあいネット事業】
 ○地域共生社会や地域包括ケア、互助のしくみについての講座などにより意識の醸成を図り、自然な見守りをしながら支え合える仕組みづくりを進めます。
 ○住民参加を促進するため、有償ボランティアの導入等様々な手法、必要性について検討します。

【生活支援体制整備事業】 【地域福祉ネットワーク事業】
 ○市民館等に定期的に出向き、地域コミュニティとの連携を図ります。
 ○市民館カフェや子ども食堂、サロンなど、地域の居場所づくりを支援します。

年度ごとの計画

中項目	小項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
住民主体の地域福祉活動推進	住民に向けた講座	継続					
	生活ささえあいネット周知啓発活動	継続					
	地域の居場所づくり支援	継続					
	生活支援サービスのマッチング	継続					
指標数値等		基準値 (令和4年度)		中間値 (令和8年度)		目標値 (令和11年度)	
生活ささえあいネットの周知活動		10回		12回		14回	
自主サロン数		41か所		43か所		45か所	
生活支援サービスのマッチング		26回		28回		30回	

【福祉サービス利用支援部門】

大項目 1 : 成年後見、日常生活自立支援事業の充実

《事業名》
 成年後見センター事業
 日常生活自立支援事業

主な取組内容

【成年後見センター事業】
 《連携ネットワーク構築》
 ○行政、福祉、医療、司法等関係機関との連携ネットワークを構築します。
 ○関係機関との課題共有や対応策の検討を行います。

《権利擁護支援》
 ○身寄りのない認知症高齢者や知的、精神障害者の人権や金銭に関する相談に対応し、権利擁護のための支援を行います。
 ○消費者被害や虐待等権利侵害等の相談に対応し、被害回復や防止対策に取り組みます。
 ○親族からの相談（申立・親族後見人）に対応するとともに、適切な情報を提供します。
 ○必要に応じて法人後見人を受任します。

《周知啓発》
 ○講座や相談会の開催、パンフレットの配布などによる広報・普及活動を実施します。

《人材育成》
 ○市民後見人や専門職等の担い手の確保（育成）施策を検討します。
 ○中核機関設置等機能強化や、職員体制の充実に向けた検討を行います。
 ○市民後見人養成や受任調整に関する広域的な取組みを検討します。

【日常生活自立支援事業】
 《権利擁護支援》
 ○福祉サービスの利用支援などにより、自立した生活を支援します。
 ○自立した生活に必要な金銭管理の支援、消費者被害の防止（被害回復）、虐待等権利侵害に対する支援などを行います。

年度ごとの計画								
中項目	小項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
成年後見事業、日常生活自立支援事業の充実	連携ネットワークの構築	継続						
	個別事案の権利擁護支援	継続						
	権利擁護の周知啓発	継続						
	権利擁護の人材育成	検討	実施					
	中核機関に関する検討	検討	検討結果を反映した事業の実施					
指標数値等		基準値 (令和4年度)		中間値 (令和8年度)		目標値 (令和11年度)		
相談実人数		52人		55人		60人		
市民後見人または生活支援員等の人材育成		0人		3人		5人		
法人後見受任者数		17人		20人		23人		
日常生活自立支援事業の契約者数		13人		20人		25人		

大項目2：心配ごと相談の実施							
《事業名》 心配ごと相談事業							
主な 取組内容		<p>【利用促進のため周知】 《広報紙等を活用した周知啓発》 ○社協だよりやホームページ等を活用し、利用促進を図るための周知啓発を継続して実施します。</p> <p>【幅広い相談ニーズへの対応】 《様々な分野の専門相談員の配置》 ○幅広い相談ニーズに対応するため、弁護士以外にも様々な分野の相談員（土地家屋調査士、社会保険労務士等）の配置を継続します。</p> <p>《各種相談機関の情報把握》 ○急な要望や難しい相談に対応できるよう、紹介可能な相談機関等の情報把握に努めます。</p>					
年度ごとの計画							
中項目	小項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
利用促進のための周知	広報紙等を活用した周知啓発	継続					
幅広い相談ニーズへの対応	様々な分野の専門相談員の配置	継続					
	各種相談機関の情報把握	継続					
指標数値等		基準値 (令和4年度)		中間値 (令和8年度)		目標値 (令和11年度)	
相談利用率		76%		85%		90%	

大項目3：生活困窮者支援の充実

<<事業名>>
 資金貸付事業 生活困窮者就労準備支援事業
 生活困窮者自立相談支援事業

主な 取組内容

【自立相談支援事業の充実】
 <<職員の資質向上>>
 ○多様な相談に対応するため、職員間の情報共有や協力体制を充実します。
 ○各種事業の制度理解を進め、相談対応の質の向上を図ります。
 <<周知啓発の強化>>
 ○生活困窮者支援の制度説明に事例を加えるなど、身近な制度として周知されるよう広報活動を行います。
 ○企業や各団体、自治会に出向き、積極的な事業説明を行います。
 <<対象者と地域課題の把握>>
 ○生活困窮者の継続的な把握や包括的支援を行うため、専門職、自治会等との連携強化を推進します。
 ○生活困窮者の支援状況を共有する進行表を作成するなど、効果的な支援に努めるとともに、業務の効率化を図ります。
 ○高齢者支援センター、障害者基幹相談支援センター、民生児童委員等と連携して地域が抱える課題を把握し、課題解消や地域の対応力向上に取り組みます。
 <<ニーズに合わせた制度の創出>>
 ○子ども、高齢者、外国人など社会的に孤立しやすい方の相談体制や居場所づくりを支援します。
 ○地域課題の把握や相談・支援活動を通じて、必要な（ニーズに合わせた）支援を創出します。
【就労準備支援事業の充実】
 <<周知啓発の強化>>
 ○生活困窮者自立支援事業と連携し、定期的な広報を行います。
 <<活動内容の充実>>
 ○すぐに一般就労できない方や、より詳細なアセスメントが必要な方に対して中間的な就労場所を積極的に開拓します。

年度ごとの計画

中項目	小項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
自立相談支援事業の充実	職員の資質向上	継続					
	周知啓発の強化	検討	実施	→			
	対象者と地域課題の把握	検討	実施	→			
	ニーズに合わせた制度の創出	継続					
就労準備支援事業の充実	周知啓発の強化	検討	実施	→			
	活動内容の充実	継続					
指標数値等		基準値 (令和4年度)		中間値 (令和8年度)		目標値 (令和11年度)	
新規相談件数		80人		85人		90人	
居場所（こども食堂、サロン等）支援数		1か所		3か所		5か所	
中間的就労 受入企業数		2か所		3か所		4か所	

大項目 4 : 高齢者支援センターの充実

《事業名》

高齢者支援センター事業

主な 取組内容

《高齢者が住み慣れた地域で暮らすための活動》
 ○高齢者支援センターの機能を周知するため、地域の方が集まる場所でリーフレットの配布と説明を行います。
 ○地域の高齢者の状況を把握し、支援が必要な方を早期に特定するための訪問活動を行います。また、要介護状態に陥らないように、助言や介護予防の啓発活動も行います。
 ○介護予防ケアマネジメント（主に要支援認定者等の計画作成）を行います。
 ○金銭管理や書類管理に不安を感じている方の生活維持と資産保護を目指し、田原市成年後見センターと連携した活動を行います。
 ○消費者被害情報を収集し、民生児童委員、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所と情報を共有し、被害の未然防止に努めます。
 《関係機関との協力強化と地域住民との連携強化》
 ○医療機関や介護保険サービス事業者、地区民生児童委員と情報交換を行い、高齢者支援のネットワークを構築し、問題の予防に努めます。
 ○困難事例や複合課題を抱えている高齢者支援をスムーズに解決するために、多職種や地域住民が参加する地域ケア個別会議を開催し、課題把握も行っていきます。
 ○市全体の課題解決のための社会基盤整備を生活支援体制整備事業担当者と共に検討していきます。
 ○地域で支えあう仕組みづくりや介護予防の啓発を行うために、生活ささえあいネットやボランティアセンターなどと連携した活動を行っていきます。
 《認知症の方への支援推進》
 ○認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の人やその家族を支援するサポーターを育成します。
 ○行方不明となる可能性が高い方々に対して、地域の方々が日常生活で気にかけてもらえるよう見守り依頼を行います。
 《高齢者支援センターの機能強化と基盤強化》
 ○高齢者支援センター業務が充実できるよう職員体制を確保します。
 ○高齢者支援センターの事業評価に基づき事業振り返りを実施します。また、業務内容の文章化を進めます。
 ○専門性や経験を活かした業務が行えるよう、体制整備や事務改善に取り組みます。

年度ごとの計画

中項目	小項目	年度					
		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
包括的ケア体制とささえあいの地域づくりの実施	周知活動と啓発	集いの場・講座等でリーフレット配布と機能の紹介					
	高齢者が住み慣れた地域で暮らすための支援	総合相談への迅速な対応、法令に沿った介護予防支援等の実施					
	関係機関との協力強化と地域住民との連携強化	必要時の地域ケア会議の開催、継続的な地域のつどいへの訪問					
	認知症の方の支援の推進	認知症サポーター養成講座の開催、見守り体制の構築					
	高齢者支援センターの機能強化と基盤強化	新配属職員の業務伝達の文章化、配属職員の研修参加					
指標数値等		基準値 (令和4年度)	中間値 (令和8年度)	目標値 (令和11年度)			
センターリーフレット配布枚数(周知啓発活動)		460枚	500枚	600枚			
(令和2年度からの累計)		1,148枚	3,100枚	4,900枚			
総合相談対応件数		2,289件	2,700件	3,150件			
認知症サポーター養成講座等		7回	10回	10回			
地域ケア個別会議開催、参加数		7回	8回	9回			
要支援認定者等の計画作成件数(1ヵ月平均)		182件	230件	260件			
職員配置人数計画(常勤換算)		7.27人	8.50人	9.25人			

大項目5：障害者相談・就労移行支援の充実

≪事業名≫ 障害児相談支援事業 一般相談支援事業	特定相談支援事業 障害福祉サービス事業	就労移行支援事業 移動支援事業
--------------------------------	------------------------	--------------------

主な 取組内容	<p>【障害者相談】</p> <p>≪人材育成≫ ○障害福祉に係わる専門能力の獲得、事業所内における専門的能力の育成（職場内研修）、資質や身に付けるべき「価値・倫理」「知識」「技術」を整理した人材育成を推進します。</p> <p>≪地域課題の把握≫ ○個別の事例から地域課題を発掘し、田原市独自の社会資源を創設するとともに、市と協働して自立支援協議会の充実（施策推進会議、ミーティング、研修会等）を図ります。</p> <p>≪関係機関とのネットワークの構築≫ ○複合的な課題を抱える人達に対する包括的な支援システムや「制度の狭間」の課題解決を図るシステムなど、必要とされる社会資源を創出します。 ○世帯全体が抱える課題を把握し、多機関・多分野の関係者が話し合う機会を設けます。</p> <p>【就労・移行の充実】</p> <p>≪利用者の確保≫ ○積極的に実習の受け入れを行い、特別支援学校等を中心に周知活動を行います。 ○生活困窮者就労支援事業からの受け入れを積極的に行います。 ○専門的なプログラムを取入れ、利用者にとって魅力的な事業を展開し、利用者の確保につなげます。 ○就労に特化したプログラムを充実させることで、他の事業所との差別化を図ります。</p> <p>≪人材育成、事業所の質の向上≫ ○積極的に個別会議に参加し、アセスメント力、面接力など就労支援に必要な支援力等資質の向上を推進します。 ○令和7年10月から開始される「就労選択支援」の創設に向けて準備していきます。</p>
------------	--

年度ごとの計画

中項目	小項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
障害者相談支援の充実	専門性のある人材育成（初任・現任）	現任受講、継続					
	地域課題の把握	地域課題の把握資源開発の継続					
	関係機関とのネットワークの構築	関係機関とのネットワーク構築					
就労・定着移行支援の充実	利用者の確保	継続					
	人材育成・事業所の質の向上	検討 → 実施・継続					
指標数値等		基準値 (令和4年度)		中間値 (令和8年度)		目標値 (令和11年度)	
相談支援専門員人数		2人		3人		3人	
計画作成数		462件		480件		500件	
相談延回数		4,087回		4,200回		4,500回	
就労・定着支援数		106人		120人		130人	

大項目 6 : 生活介護事業の充実・日中一時支援事業の実施とあり方の検討

《事業名》
生活介護事業
日中一時支援事業

主な取組内容

【生活介護事業】
 《職員の質の向上》
 ○職員間で職場内研修を積極的に行い新人教育・人材育成に取り組みます。
 ○各種研修への参加を推進し、資質の向上を図ります。
 ○サービス管理責任者研修の受講等、事業継続に向けた取組みを進めます。
 《他事業所との連携の強化》
 ○他法人生活介護への実習に積極的に参加し、資質向上と連携強化を図ります。
 《ボランティア等の受け入れ》
 ○地域に信頼される生活介護事業所になるために、事業所内で実施する行事にボランティアを受け入れていきます。
 《工賃の発生する作業の増加》
 ○工賃の発生する作業の増加など、利用者のモチベーションの向上に取り組みます。
 《男性職員の確保》
 ○重度の男性利用者の受け入れができるように、男性職員を確保していきます。

【日中一時支援事業】
 《事業のあり方の検討》
 ○利用者や市内事業所の状況等を考慮し、廃止・縮小を含めた事業のあり方について、市担当部局と調整を図りながら検討を行います。

年度ごとの計画

中項目	小項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
生活介護事業の充実	各種研修の受講	継続					
	サービス管理責任者研修の受講	実践研修受講	基礎研修受講		実践研修受講		更新研修受講
	他法人生活介護への実習参加	実施	継続				
日中一時支援の実施とあり方の検討	日中一時支援のあり方の検討	検討	検討結果を踏まえた事業実施（廃止含）				
指標数値等		基準値 (令和4年度)	中間値 (令和8年度)	目標値 (令和11年度)			
各種研修の受講数			4回	8回	12回		
他法人生活介護への実習参加数			0事業所	3事業所	6事業所		
ボランティア（個人・団体問わず）受け入れ数			1件	3件	5件		
工賃の発生する作業の企業開拓			1企業	2企業	3企業		
生活介護延利用回数			2,598回	2,650回	2,700回		

【在宅福祉サービス部門】

大項目 1 : 居宅介護支援の充実

《事業名》
居宅介護支援事業

主な取組内容

【居宅介護支援事業の充実】
 《安定した財源の確保・維持》
 ○多様なケースの受け入れができるよう、体制を整えていきます。
 《多職種との連携強化》
 ○医療機関、他事業所などとの連携強化を図ります。
 ○高齢者支援センター等と連携し、地域課題の抽出や、地域住民との関係づくりを行います。
 《職員の資質向上》
 ○主任介護支援専門員の育成と、職場の内部研修・外部研修を行うとともにケアプランチェックを行い、事業継続性の確保と職員の資質の向上を図ります。

年度ごとの計画							
中項目	小項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
居宅介護支援事業の充実	安定した財源の確保・維持	継続					
	多職種との連携強化	継続					
	職員の資質向上	継続					
指標数値等		基準値 (令和4年度)	中間値 (令和8年度)		目標値 (令和11年度)		
プラン件数（赤羽根）／年			1,530件		1,400件		1,400件
プラン件数（渥美）／年			2,065件		1,900件		1,900件

大項目2：ヘルパーステーションの充実							
《事業名》 訪問介護事業							
主な 取組内容	<p>【ヘルパーステーションの充実】</p> <p>《人材確保》 ○職員の高齢化や、男性職員の不足に対応した、人員の確保を行います。</p> <p>《多職種との連携》 ○居宅支援事業所等との連携、他のヘルパーステーションとの情報共有を推進します。</p> <p>《職員の研修の受講・資格取得》 ○多様なニーズに対応できる職員を育成するため、能力に応じた研修受講や資格取得を促進します。</p>						
年度ごとの計画							
中項目	小項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
ヘルパーステーション事業の充実	人材確保	継続					
	多職種との連携	継続					
	職員の研修の受講・資格取得	継続					
指標数値等		基準値 (令和4年度)	中間値 (令和8年度)		目標値 (令和11年度)		
実利用者者（要介護）			19人		20人		25人
実利用者者（要支援）			17人		20人		25人

大項目3：在宅生活を支える福祉サービスの充実

《事業名》
 福祉車両運行サービス事業 車椅子貸出事業
 配食サービス事業

主な取組内容

【福祉車両運行サービス事業】
 《人材育成と車両の配置》
 ○企業等の退職者への声掛けやハローワークの活用とともに、計画的に運転者講習の受講を勧め、需要に合わせた運行ができるように、体制整備に努めます。
 ○地域に寄り添った支援を行うために適切に車両を配置し、老朽車両の適宜更新など、安全な移動環境の整備に努めます。
 【配食サービス事業】
 《高齢者等の食事提供と安否確認》
 ○高齢者等の世帯を訪問して食事を提供するとともに安否確認を行うことで、安心して在宅生活が送れるよう支援します。
 【車椅子貸出事業】
 《外出支援の環境整備》
 ○定期的に保守点検を行い安全に外出ができるよう支援します。
 ○市民に分かりやすい広報を行います。

年度ごとの計画

中項目	小項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
福祉車両運行サービス事業	人材育成と車両の配置	継続					
配食サービス事業	高齢者等の食事提供と安否確認	継続					
車椅子貸出事業	車椅子貸出の環境整備	継続					
指標数値等		基準値 (令和4年度)	中間値 (令和8年度)		目標値 (令和11年度)		
福祉車両運行サービス事業			997件	1,100件	1,150件		
配食サービス事業			6,730件	6,500件	6,300件		
車椅子貸出事業			189件	200件	210件		

大項目4：高齢者介護予防の推進

《事業名》
 高齢者介護予防事業

主な取組内容

《実施内容の充実》
 ○閉じこもり予防教室の内容を充実して、満足度を高めることで、参加者の増加を図ります。
 《周知啓発の実施》
 ○閉じこもり予防教室を幅広く周知します。また、効果的な周知方法や内容について検討します。

年度ごとの計画

中項目	小項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
閉じこもり予防教室の充実	実施内容の充実	継続					
	周知啓発の実施	継続					
指標数値等		基準値 (令和4年度)	中間値 (令和8年度)		目標値 (令和11年度)		
実参加者数			93人	95人	97人		
延参加者数			721人	730人	740人		
周知啓発数			3回	6回	9回		

第5章

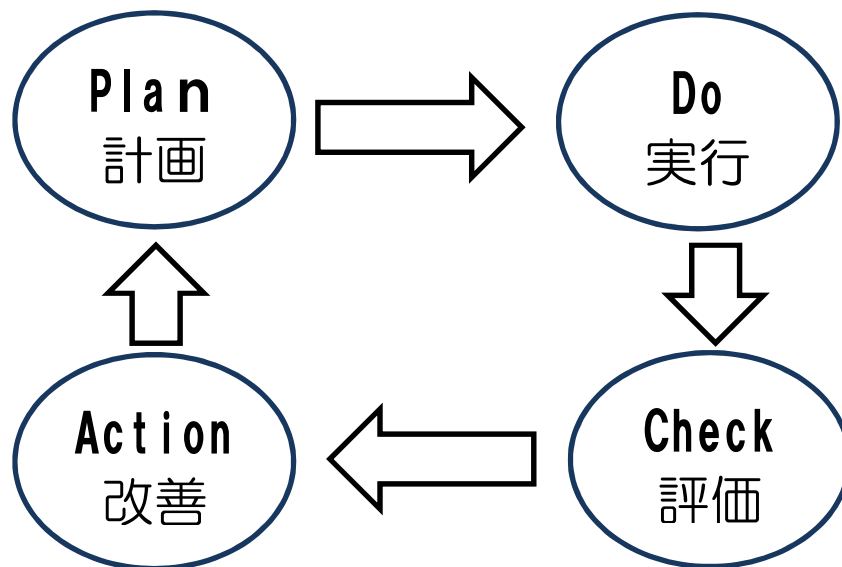
計画の推進体制と進行管理

1 計画の進行管理

本計画は、社協の単年度事業計画並びに地域福祉活動計画に関わるものであるとともに、地域住民やボランティア団体など、住民の主体的な取組も含めたものとなっています。

目標や計画によって、ただ単に事業を実施するだけでは十分な成果を期待できません。より良い事業を展開するためには、「計画を立て (P)」「実行 (D)」し、それを「評価・検証 (C)」して「改善を図る (A)」といったPDCAサイクルを取り入れた業務を実行する必要があります。

事業評価を行う者は、職員だけでなく理事、評議員等の社協運営に携わる人を評価者に加えることも必要になっています。



2 検証・進行管理

(1) 社協による検証・進行管理


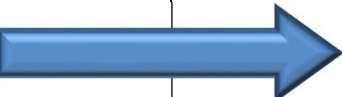


計画の振り返り評価に当たっては、事業に関わる活動従事者はもとより市民やボランティアの視点を踏まえて、数量的な整理ができるものは集約を行い、事業部門担当部局ごとに、毎年度の事業報告作成に合わせて検証と進行管理を行うとともに、必要に応じて部門間の調整を並行して行います。

組織全体で目標に向かい成果を挙げるためには、職員の中で様々な情報が共有されていることが、大きな推進力となります。社協が実施している事業については、職員として一様に概要を把握しておく必要があります。

(2) 理事会等による検証・進行管理

職員による内部評価をした事務事業執行状況を理事会及び評議員会で審議する等、確実な検証・進行管理を行います。

【具体的な取組】

取組項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
事務事業執行状況の作成、職員内部評価	事務事業執行状況の作成及び全事務事業を通しての内部評価の実施		(R6、R7の作業に加え) 中間見直し作業に向けた評価の分析・整理	(計画改定を行った場合を含め) R8の見直しを踏まえた作業の実施		
理事会、評議員会での審議	内部評価した事務事業執行状況の理事会及び評議員会での審議					
情報共有の徹底	職員研修を活用した情報共有の実施と、ホームページ等による啓発活動					
			※改定を行う場合、改定計画案の審議			
				※改定を行った場合、改定内容を踏まえた周知の実施		

3 その他

○策定の経過等

本計画の策定にあたっては、田原市社会福祉協議会の理事会、評議員会で報告・承認を行いました。

開催日	会議名等	内容等
R05.12.13	令和5年度田原市社会福祉協議会第3回理事会	第3期計画策定の概要について報告しました。
R05.12.21	令和5年度田原市社会福祉協議会第2回評議員会	第3期計画策定の概要について報告しました。
R06.02.16	市福祉部局との調整会議	第3期計画案について説明し、市福祉部局からの意見聴取を行いました。
R06.03.18	令和5年度田原市社会福祉協議会第4回理事会	
R06.03.27	令和5年度田原市社会福祉協議会第3回評議員会	

田原市社会福祉協議会第3期基盤強化計画

令和6年3月発行 社会福祉法人 田原市社会福祉協議会
愛知県田原市赤石二丁目2番地
電話 0531-23-0610 FAX0531-23-3970